様式第6号(第14条関係)

公共施設管理引継(寄付申込)書

年　　月　　日

　　(宛先)村上市長

|  |  |
| --- | --- |
| 引継者 | 住所  氏名 |

　開発工事が完了したので、村上市開発行為等指導要綱第14条の規定により、下記公共施設の帰属及び管理の引継ぎを申請します。

記

1　移管する公共施設名(一部公益的施設含む)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 公共施設名 | 番号 | 公共施設名 |
| ① |  | ⑦ |  |
| ② |  | ⑧ |  |
| ③ |  | ⑨ |  |
| ④ |  | ⑩ |  |
| ⑤ |  | ⑪ |  |
| ⑥ |  | ⑫ |  |

　明細については、別添「新たに設置された公共施設調書」及び「新たに設置された公共施設土地の明細書」並びに「別添図面」に示す。

2　移管に伴う必要事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区域の所在 | |  | | | | | | |
| 区域の面積及び区画 | | m2　　　　　　　　　　　　区画 | | | | | | |
| 当初許可 | | 年　　月　　日 | | | | 番号 | |  |
| 最終許可 | | 年　　月　　日 | | | | 番号 | |  |
| 承継 | | 年　　月　　日 | | | | 番号 | |  |
| 前氏名 |  | | | | 後氏名 | |  | |
| 工事請負者 | | 住所 |  | | | | | |
| 氏名 |  | | | | | |
| 工期 | 着手 |  | | | | 完了 | |  |
| 検査済証 | | 年　　月　　日 | | | | 番号 | |  |
| 公告 | | 年　　月　　日 | | | | 番号 | |  |
| 市の同意・回答 | | 年　　月　　日 | | | | 番号 | |  |
| 条件 | | 別紙写しのとおり | | | | |
| 備考 | | 代理人の住所、氏名等記載 | | | | | | |

3　添付図書

　①新たに設置された公共施設調書(様式第6―1号)

　②新たに設置された公共施設の土地の明細書(様式第6―2号)

　③新たに設置された公共施設の土地の登記簿謄本

　④所有権移転登記承諾書

　⑤印鑑登録証明書

　⑥資格証明書(法人登記簿謄(抄)本)

　⑦開発後の公図の写し

　⑧開発区域の土地利用確定図

　⑨新たに設置された公共施設の竣工図面1式

　　(1)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)

　　(3)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(4)

　　(5)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(6)

　　(7)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(8)

　　(9)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(10)

　　(11) 　　　　　　　　　　　　　　　　　(12)

　　(13) 　　　　　　　　　　　　　　　　　(14)

　　(15) 　　　　　　　　　　　　　　　　　(16)

　　(17) 　　　　　　　　　　　　　　　　　(18)

　　(19) 　　　　　　　　　　　　　　　　　(20)

　⑩占用物件の調書及び図面

　　(1)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)

　　(3)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(4)

　⑪その他市長が必要と認める図書

　　(1)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)

　　(3)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(4)

　⑫現地に杭を設置したことを認める写真等

　⑬主要構造物等の工事写真

(注)　公共施設管理引継書に添付する図面は、次のとおり作成すること。

　1　開発後の公図の写しは、縮尺250分の1か、500分の1とし、開発区域を赤色の線で縁取りすること。

　2　開発区域の土地利用確定図は、市の管理することになる新たに設置された公共施設毎に色別し、凡例を付すること。また、様式第6―1号の図面対照番号と符合すること。

　3　新たに設置された公共施設の竣工図面1式とは、今後市が管理するに必要な各施設毎の(併用できる場合はまとめて図示してよい。)平面、縦・横断、構造図等で、材質及び寸法等を明確に図示すること。

　4　占用物件の調書は、その占用物の名称、目的、規格、数量、占用の場所及び占用する者の住所、氏名等を記載すること。

　5　占用物件の図面は、その占用物の位置図、平面図及び断面図等で、特に埋設された施設は、平面図上に位置を表示し、地上の固定物などからオフセット等でその距離を明示すること。

注：第2条第2項の開発行為の場合は、許可年月日等は、第7条第2項の事前協議の回答日及び番号等と読み替える。